

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十九年十月一日から十二月三十一日までとする。

平成三十年二月二十三日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
三件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（債務の免除 該当なし、その他 九件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
四億三千二百八十万四千元
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 岩手県沿岸部の医療福祉業者（津波により施設が全壊）
- 二 青森県沿岸部の製造業者（震災による取引先の操業停止により売上が減少）
- 三 栃木県の情報サービス業者（震災によりメインオフィスが損壊）
- 四 岩手県沿岸部の運送業者（津波により本社建物等が浸水）
- 五 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊）
- 六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊）
- 七 青森県沿岸部の情報サービス業者（震災の影響により受注予定であった案件が白紙となった）
- 八 青森県沿岸部の建設業者（津波により車両及び機械設備が浸水）
- 九 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社・事務所が全壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

四億九千四百四十万二千円